

2014年2月吉日

お客様各位

锦江 SHIPPING ジャパン株式会社

**日本版出港前報告制度(AFR)に対する対応と
AFS(Advance Filing Surcharge)、AFA(Advance Filing Amendment)導入のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本国税関は、この3月1日より出港前報告制度を施行する予定で、3月10日以降に報告期限が到来する積荷情報の報告が義務付けられる事になります。

出港前報告制度の詳細につきましては、税関の下記ウェブページをご参照ください。

http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/index.htm

また、同制度の実施に伴い、上海锦江航運(集団)有限公司は、下記の通りサーチャージを導入させていただき事となりましたのでご案内申し上げます。

1) 名称・料率

AFS (Advance Filing Surcharge 申請料) : USD30 PER BILL
AFA (Advance Filing Amendment 訂正料) : USD40 PER BILL

2) 対象貨物: 日本に輸入および仮陸揚げさるコンテナ貨物全般

3) 支払地: 積み港

4) 開始時期: 2014年3月10日以降、積み港を出港の本船より

尚、上海锦江航運(集団)有限公司では、同制度が施行される3月1日以前に、お客様からデータの提供があれば、AFR 関連電文のテスト送信を随時行います。

以上、ご理解・ご協力を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

敬具